

新潟県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会告示第6号

平成28年12月2日現在（ただし、公職選挙法第22条第1項ただし書きにより登録日を繰り延べた魚沼市にあっては、12月7日現在）における新潟県後期高齢者医療広域連合長に対する条例の制定又は改廃の請求その他直接請求について、それぞれの要件となる請求権を有する者の総数の50分の1の数、3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

平成28年12月12日

新潟県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会

委員長 鈴木 正雄



- 1 地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の6第1項の規定により準用する同法第74条第1項及び第75条第1項に規定する請求権を有する者の総数の50分の1の数

39,089人

- 2 地方自治法第291条の6第1項の規定により準用する同法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに同法第291条の6第2項に規定する請求権を有する者の総数の40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数

344,302人

- 3 地方自治法第291条の6第1項の規定により準用する同法第80条第1項に規定する請求権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）

市町村	数
新潟市	179,397人

長岡市	77, 155人
三条市	28, 364人
柏崎市	24, 622人
新発田市	28, 239人
小千谷市	10, 413人
加茂市	8, 208人
十日町市	15, 823人
見附市	11, 700人
村上市	18, 142人
燕市	22, 936人
糸魚川市	12, 794人
妙高市	9, 604人
五泉市	14, 975人
上越市	55, 182人
阿賀野市	12, 464人
佐渡市	16, 683人
魚沼市	10, 757人
南魚沼市	16, 216人
胎内市	8, 656人
聖籠町	3, 875人
弥彦村	2, 336人
田上町	3, 530人
阿賀町	3, 538人
出雲崎町	1, 360人
湯沢町	2, 353人
津南町	2, 930人
刈羽村	1, 334人
関川村	1, 731人
栗島浦村	101人